

平成30年度屋外広告士試験

問 題 A

関係法規

試験時間：9:40～10:40（退出可能時間：10:20～10:30）

次の注意をよく読んでから始めてください。

1. これは試験問題Aです。表紙を除き8ページ15問あります。
2. 問題はすべて必須問題です。
3. 氏名・受験地はマークシート解答用紙に記入してください。
4. 受験番号はマークシート解答用紙に記入し、該当する番号欄を鉛筆で塗りつぶしてください。
5. 解答はマークシート解答用紙の番号欄を鉛筆で塗りつぶしてください。
6. 1問に2つ以上解答した場合は正解としません。
7. 解答を訂正する場合は、消しゴムでていねいに消して訂正してください。
8. マークシート解答用紙は退席の際に回収します。
9. この問題冊子は持ち帰っても構いません。

【問1】屋外広告物法における屋外広告物に関する記述として、**適切でないもの**はどれか。

1. 夜間に建築物の外壁に対して光を投影することによって企業ロゴを表示する広告は、屋外広告物法における屋外広告物に該当する。
2. 自動車の窓ガラスの内側から外側に向けて貼付けされたはり紙やステッカーによって表示される広告は、屋外広告物法における屋外広告物に該当する。
3. 鉄道駅の改札口の内側に設けられ、当該改札口の内側にいる人に向けて表示されている広告は、屋外広告物法における屋外広告物に該当しない。
4. 音響による広告は、屋外広告物法における屋外広告物に該当しない。

【問2】屋外広告物法における屋外広告物に対する制限に関する記述として、**適切でないもの**はどれか。

1. 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観又は風致を維持するために必要があると認めるときは、都市計画法上の第2種中高層住居専用地域について、広告物の表示又は掲出物件の設置を禁止することができる。
2. 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観又は風致を維持するために必要があると認めるときは、鉄道に接続する地域で当該都道府県が指定するものについて、広告物の表示又は掲出物件の設置を禁止することができる。
3. 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観を形成し、又は風致を維持するために必要があると認めるときは、一定の広告物の表示又は掲出物件の設置について、都道府県知事の許可制とすることができる。
4. 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観を形成し、又は風致を維持するために必要があると認めるときは、一定の広告物の形状、面積、色彩、意匠及び内容について必要な制限を置くことができる。

【問3】屋外広告物法第7条第4項に基づく屋外広告物の簡易除却に関する記述として、**適切でないもの**はどれか。

1. 屋外広告物法第3条から第5条までの規定に基づく条例に明らかに違反して表示又は設置されていると認められるはり紙は、それが管理されずに放置されていることが明らかな場合でないと、簡易除却の対象とはならない。
2. 屋外広告物法第3条から第5条までの規定に基づく条例に明らかに違反して表示又は設置されていると認められるはり札は、それが管理されずに放置されていることが明らかな場合でないと、簡易除却の対象とはならない。
3. 都道府県知事は、自ら簡易除却を行うことのできる広告旗について、第三者に当該除却を行わせることができる。
4. 都道府県知事は、自ら簡易除却を行うことのできる立看板について、第三者に当該除却を行わせることができる。

【問4】屋外広告物法に関する記述として、**適切でないもの**はどれか。

1. 屋外広告物法において都道府県知事の権限に属するものとされている事務で政令で定めるものは、政令で定めるところにより、特別区においては特別区の長が行なうものとされている。
2. 屋外広告物法において都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法上の指定都市及び中核市においては、指定都市及び中核市が処理することとされている。
3. 景観法上の景観行政団体である市町村が、都道府県の定めた条例にしたがい、屋外広告物法第3条から第5条までの規定に基づく条例を制定又は改廃しようとする場合、その内容について、あらかじめ、関係する都道府県知事に協議して、その同意を得なければならないとされている。
4. 景観法上の景観行政団体が、広告物の表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限に関する事項を景観計画に定めた場合、当該景観行政団体の定める屋外広告物法第3条から第5条までの規定に基づく条例は、当該景観計画に即して定めることとされている。

【問5】屋外広告物法に関する記述として、**適切でないもの**はどれか。

1. 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観又は風致を維持するために必要があると認めるときは、銅像及び記念碑に広告物を表示し、又は掲出物件を設置することを禁止することができる。
2. 都道府県知事は、屋外広告物法第7条第2項に基づき除却した広告物（はり紙を除く）又は掲出物件を保管しなければならないが、一定の要件を満たす場合には、これらを売却し、その代金を保管することができる。
3. 屋外広告物法及び同法の規定に基づく条例の適用にあたっては、国民の政治活動の自由その他国民の基本的人権を不当に侵害しないように留意しなければならない。
4. 屋外広告物法第3条から第5条までの規定に基づく条例には、懲役又は罰金を科する規定を設けることができる。

【問6】以下に掲げる屋外広告物条例ガイドライン第1条の空欄に当てはまる語句として、**正しいもの**はどれか。

（目的）

第1条 この条例は、屋外広告物法……の規定に基づき屋外広告物……及び屋外広告業について必要な規制を行ない、もって良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は（ ）を目的とする。

1. 屋外広告業について、必要な規制の基準を定めること
2. 環境の保全上の支障が未然に防がれること
3. 公衆に対する危害を防止すること
4. 都市の健全な発展に寄与すること

【問7】屋外広告物条例ガイドラインに関する記述として、**適切なもの**はどれか。

1. 広告物活用地区において設置される突出広告であって、規則で定めるところにより、景観上、安全上支障を及ぼすおそれのないものとして知事の確認を受けたものについては、規則で定める規格に適合しないものであっても設置することができる。
2. 知事は、広告物の表示が禁止される地域等で、良好な景観を保全するため良好な広告物又は掲出物件の新設・改修等を図ることが特に必要な区域を、景観保全型広告整備地区として指定しなければならない。
3. 相当規模の一団の土地の所有者が締結し、知事の認定を受けた広告物協定には、広告物の表示の方法に関する事項を定めることはできるが、広告物協定に違反した場合の措置については定めることができない。
4. 広告物協定に係る土地所有者は、知事の認定を受けた広告物協定を変更しようとする場合においては、その過半数の合意をもってその旨を定め、知事の認定を受けなければならない。

【問8】屋外広告物条例ガイドラインに関する記述として、**適切なもの**はどれか。

1. 屋外広告業者が、登録の有効期間の満了後引き続き屋外広告業を営もうとする場合、知事が開催する講習会を受講した上で、更新の登録を受けなければならない。
2. 知事が開催する講習会の課程を修了した者は、知事の認定を経なければ屋外広告業者の業務主任者となることはできない。
3. 屋外広告業者である者が死亡した場合、登録の有効期間が満了するまでは、その相続人が屋外広告業を営むことができる。
4. 屋外広告業者の更新の登録の申請があった場合において、有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がなされないときは、従前の登録は、有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なお効力を有する。

【問9】屋外広告物条例ガイドラインに関する記述として、**適切なもの**はどれか。

1. 公職選挙法による選挙運動のために使用するポスターを、都道府県の庁舎に表示する場合には、知事の許可を得なければならない。
2. 広告物の所有者は、原則として、その所有する広告物について、屋外広告士その他これと同等以上の知識を有するものとして規則で定める者に、当該広告物の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況の点検をさせなければならない。
3. 知事の許可を得て広告物を表示する者は、当該広告物の表示が必要でなくなった場合であっても、許可を受けた期間内であれば、広告物を表示することができる。
4. 知事が広告物の表示について、期間を定めて許可する場合、許可の期間は1年をこえることができない。

【問10】景観法に関する記述として、**適切でないもの**はどれか。

1. 景観計画区域において、屋外広告物法第4条又は第5条の規定に基づく条例の規定に適合する屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置を行う場合、景観法の規定による届出をすることを要しない。
2. 市町村は、都市計画区域及び準都市計画区域外の景観計画区域のうち、相当数の建築物の建築が行われ、現に良好な景観が形成されている一定の区域について、その景観の保全を図るため、準景観地区を指定することができる。
3. 景観計画区域において、景観法の規定による届出をした者は、原則として、景観行政団体がその届出を受理した日から30日以内に、当該届出に係る行為に着手しなければならないが、景観行政団体の長は、その期間を延長することができる。
4. 景観行政団体が、景観計画に景観重要公共施設の整備に関する事項を定めた場合においては、当該景観重要公共施設の整備は、当該景観計画に即して行われなければならない。

【問11】 建築基準法に関する記述として、**適切でないもの**はどれか。

1. 建築監視員は、違反工作物の除却を命じようとする場合、あらかじめ、それを命じようとする相手方又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。
2. 高さが4メートルを超える広告塔を設置しようとする場合、当該広告塔の築造主は、当該工事を完了したときは、建築主事又は指定確認検査機関の検査を受け、検査済証の交付を受けなければならない。
3. 高さ20メートルを超える広告塔には、周囲の状況によって安全上支障がない場合を除き、有効に避雷設備を設けなければならない。
4. 地方公共団体は、一定の要件を満たす場合においては、条例で、建築基準法第2章の規定又はこれに基づく命令の規定による制限よりも、厳しい制限を附加することができる。

【問12】 道路法に関する記述として、**適切でないもの**はどれか。

1. 道路に広告塔を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路の占用の目的や期間等について記載した申請書を道路管理者に提出し、許可を受けなければならない。
2. 道路管理者は、道路占用者の委託があった場合において、道路の占用に関する工事で道路の構造に関係のあるものを自ら行うことができる。
3. 道路管理者である地方公共団体が、道路の占用につき徴収する占用料の額及び徴収方法は、当該地方公共団体の条例によって定められる。
4. 道路管理者以外の者は、あらかじめ、道路管理者に届出をすることにより、占用物件に関し新たに道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある物件を添加することができる。

【問13】建設業法に関する記述として、**適切でないもの**はどれか。

1. 建設業者は、その請け負った建設工事を施工するときは、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額にかかわらず、監理技術者を置かなければならない。
2. 発注者から直接請け負った建設工事を施工するための下請契約に係る下請代金の額が、一件で4,000万円以上である下請契約は、特定建設業の許可を受けた者でなければ締結してはならない。
3. 中央建設業審議会は、建設業法に基づき、建設工事の標準請負契約約款及び入札の参加者の資格に関する基準を作成し、並びにその実施を勧告することができる。
4. 国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が建設工事を適切に施工しなかったために公衆に危害を及ぼした場合、当該建設業者に対して、必要な指示をすることができる。

【問14】労働安全衛生法に関する記述として、**適切でないもの**はどれか。

1. 事業者は、労働災害の防止のための主要な対策に関する事項その他労働災害の防止に関し重要な事項を定めた計画を策定しなければならない。
2. 事業者は、機械、器具その他の設備による危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。
3. 事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師、保健師その他の厚生労働省令で定める者による心理的な負担の程度を把握するための検査を行わなければならない。
4. 事業者は、労働者の受動喫煙を防止するため、当該事業者及び事業場の実情に応じ適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

【問15】 行政代執行法に関する記述として、**適切でないもの**はどれか。

1. 代執行は、個別法に根拠がなくとも、一般法である行政代執行法に基づいて行うことができるが、その対象となる義務は、その性質上、他人が代わってなすことのできる行為に限られる。
2. 行政庁が代執行をなすには、原則として、相当の履行期限を定め、その期限までに履行がなされないときは、代執行をなすべき旨を、予め文書で戒告しなければならない。
3. 代執行に対する私人の権利利益の救済について、戒告や代執行令書による通知に処分性を認め、取消訴訟の対象となると解する裁判例はない。
4. 代執行に要した費用の徴収については、義務者に対し、文書をもってその納付が命じられるが、納付義務が履行されない場合には、国税滞納処分の例により、代執行に要した費用を徴収することができる。